

## 外来患者様へのお知らせ

### 後発医薬品のある先発医薬品【長期収載品】の 選定療養について

長期収載品【後発医薬品のある先発医薬品】とは、令和6年度の診療報酬改定により、令和6年10月1日から導入された制度で、患者様が後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）を選択した場合にその差額の4分の1を自己負担していただく仕組みです。

院外薬局では、国が定める長期収載品のみの取扱いのため、患者様に自己負担（長期収載品の選定療養）が発生する可能性があります。ご理解をお願いいたします。

